

決算特別委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和3年10月19日（火曜日）
開会 午前10時2分
散会 午前11時46分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 要調査事項及び特記事項の取扱いについて
- 2 総括質疑の取扱いについて

出席委員

委員長 大 城 憲 幸君
副委員長 比 嘉 京 子さん
委員 島 尻 忠 明君 下 地 康 教君
石 原 朝 子さん 大 浜 一 郎君
呉 屋 宏君 照 屋 守 之君
仲 田 弘 毅君 玉 城 健一郎君
上 里 善 清君 瀬 長 美佐雄君
比 嘉 瑞 己君 喜友名 智 子さん
仲宗根 悟君 新 垣 光 栄君
金 城 勉君

○大城憲幸委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

要調査事項及び特記事項の取扱いについて並びに総括質疑の取扱いについてを一括して議題といたします。

ちなみに、常任委員長への質疑の通告はありませんでした。

各常任委員長からの決算調査報告書につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき、昨日、タブレットへ掲載しております。

休憩いたします。

（休憩中に、事務局より要調査事項及び特記事項について説明。その後、これらの取扱いについて理事会を開催することを協議した結果、開催することで意見の一致を見た。）

○大城憲幸委員長 再開いたします。

要調査事項に関し、知事等の出席を求め総括質疑を行うか否か、総括質疑を行うことが決定された場合、その実施方法について及び特記事項の取扱いに

ついては、休憩中に御協議いたしましたとおり、理事会を開催し協議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大城憲幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事会による協議のため、暫時休憩いたします。

（休憩中に、理事会開催）

○大城憲幸委員長 再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

まず、要調査事項に関し知事等の出席を求め総括質疑を行うことについては、慎重に協議した結果、理事会として意見の一致を見ませんでした。

休憩いたします。

（休憩中に、動議の有無について確認）

○大城憲幸委員長 再開いたします。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 ただいまの理事会の決定では、不一致ということがございますけれども、委員会からこれだけの要調査事項が出ている関係から知事の出席を求め、要調査事項について審理をしたいというふうに思っていますので、動議を提出いたします。

○大城憲幸委員長 ただいま大浜委員から知事等の出席を求め、総括質疑を行うことを求める動議が提出されました。

よって、この際、本動議を議題といたします。

本動議に関し、意見・討論等はありませんか。

（「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり）

○大城憲幸委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、知事等の出席を求め、総括質疑を行うことを求める動議に対する採決を行います。

本動議は挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○大城憲幸委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長において、その可否を裁決いたします。

本動議に関し、委員長は可決と裁決いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、総括質疑の実施方法について理事会を開催することを協議した結果、開催することで意見の一致を見た。)

○大城憲幸委員長 再開いたします。

総括質疑の実施方法については、休憩中に御協議いたしましたとおり、理事会を開催し協議することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大城憲幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事会による協議のため、暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時16分再開

○大城憲幸委員長 再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

総括質疑の実施方法については、慎重に協議した結果、次のとおりとなりました。

1、質疑事項は、要調査事項の全てとする。当該質疑事項に対し出席を求める者は知事とする。2、質疑方法は、まず委員長から7項目について代表質疑を行う。次に、各委員から質疑を行う。3、質疑の時間は、答弁を含めず、議員1人当たり5分とする。4、質疑時間の譲渡は、できることとする。5、質疑の順番は、最初に委員長、次に多数会派からとする。6、重複する質疑を避ける。7、質問通告の締切日時は、本日の午後3時とする。

以上、御報告いたします。

お諮りいたします。

総括質疑の実施方法については、理事会から報告のあった協議結果のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大城憲幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、特記事項の取扱いに関し、議案の採決後に附帯決議案として採決に付すかどうかについては、慎重に協議した結果、理事会として議案の採決後に附帯決議案として採決に付すことで意見の一致を見ました。

特記事項の取扱いについては、議案の採決後に附帯決議案を採決に付すことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大城憲幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、明 10月20日 水曜日 午前10時から委

員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 大 城 憲 幸